

熱中症対策実行計画に基づく施策の実施内容

資料2-1

No.	計画該当部分				府省庁名	令和6年度に実施した施策	関連URL
	章	項目	小項目	本文			
1	第2章	1	(1)	関係府省庁の連携強化の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施する。以下のような、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起、イベント開催等の広報活動を実施する。＜関係府省庁＞	関係府省庁	<ul style="list-style-type: none"> 関係府省庁の連携の下「熱中症予防強化キャンペーン」を実施し、時季に応じた普及啓発を実施。 4月 熱中症予防情報サイトにて熱中症警戒アラートと暑さ指数の情報提供を開始 4月 「熱中症対策にエアコンの試運転を！（リーフレット）」を通じて試運転の重要性をSNS等で周知 7月 梅雨明け・熱中症注意に関して報道発表 7月 SNS等を通じて節電時のエアコン利用について周知 8月 事務連絡やSNSを通じて、盛夏・熱中症最大注意の普及啓発を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事務連絡「熱中症対策の一層の強化について（協力依頼）」 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20230623_notice.pdf
2					経済産業省、環境省	<ul style="list-style-type: none"> 節電に配慮したエアコン使用について、公式X等で普及啓発を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省 省エネポータルサイト https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/howto/airconditioning/index.html# 環境省 脱炭素ポータル https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20230713-topic-47.html
3					気象庁	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁及び各地の気象台が実施する見学会等において、ポスター掲示やリーフレット配布等を実施。平年より暑いことが予想される際にはSNS等を通じた呼びかけを実施。 特に熱中症リスクが高くなる梅雨明け時期には、熱中症予防対策を呼びかける報道発表等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁子ども見学デー https://www.jma.go.jp/jma/kishou/info/event/R6/kengakuday.html 梅雨明け時期の報道発表 https://www.jma.go.jp/jma/press/2407/02b/20240702_press_heatstrokeprevention.html
4					環境省	<ul style="list-style-type: none"> 「熱中症予防強化キャンペーン」を実施し、関係府省庁と連携し、時季に応じた普及啓発を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/ 「熱中症対策にエアコンの試運転を！（リーフレット）」 https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php 環境省報道発表「梅雨明け直後の熱中症予防対策を万全に！」 https://www.env.go.jp/press/press_01930.html 事務連絡「盛夏に向けた熱中症予防に関する普及啓発の強化について（周知依頼）」 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20230731_notice.pdf

5	第2章	1	(1)	熱中症について関係府省庁が持つ基礎的な知識や熱中症予防行動等をまとめた国民向けの統一的なマニュアル、ポスターやリーフレット等の普及啓発コンテンツ、関係府省庁の様々なルートやツール及び関係府省庁の熱中症関連の取組を体系的に紹介するポータルサイトを活用し、熱中症予防に関する普及啓発を強化する。〈関係府省庁〉	関係府省庁	・ポータルサイトを通じて、熱中症予防に関する普及啓発を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省「熱中症予防情報サイト」 https://www.wbgt.env.go.jp/ ・消防庁「救急搬送状況や予防啓発等の熱中症情報」 https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html ・文部科学省「学校関係の熱中症情報」 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html ・厚生労働省「健康・医療関係の熱中症情報」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/index.html ・厚生労働省「職場における熱中症予防情報」 https://neccyusho.mhlw.go.jp/ ・農林水産省「農作業中の熱中症対策情報」 https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html#necchuushou ・国土交通省「ヒートアイランド対策」 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sos_ei_environment_mn_00016.html ・気象庁「熱中症に関連する気象情報」 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html
6					経済産業省、環境省	・熱中症予防を目的に、夏を迎える前にエアコンの早期試運転を行うよう、ウェブサイト上や公式X等で普及啓発を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季を迎える前のエアコン試運転の重要性について（経済産業省） https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/air_conditioner/maintenance.html ・熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php
7					気象庁【再掲】	・気象庁及び各地の気象台が実施する見学会等において、ポスター掲示やリーフレット配布等を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁子ども見学デー https://www.ima.go.jp/ima/kishou/info/event/R6/kengakudav.html
8					環境省	・「熱中症予防行動ポスター」「熱中症が増えています（リーフレット）」「熱中症警戒アラート 全国運用中！（リーフレット）」の改訂を行い、熱中症予防情報サイトで周知した。	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php
9					経済産業省、環境省【再掲】	・節電に配慮したエアコン使用について、公式X等で普及啓発を実施。【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省 省エネポータルサイト https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/howto/airconditioning/index.html#1 ・環境省 脱炭素ポータル https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20230713-topic-47.html

10	第2章	1	(1)	電力需給ひっ迫や電気料金高騰時においても、節電に配慮した上でエアコンを適切に使用することや、クールビズ等の薄着の奨励、積極的に水分・塩分を補給する等の熱中症予防行動を呼びかける。〈関係府省庁〉	環境省	・例年、国民に対して呼びかけを行っている、室温の適正化とその温度に適した軽装などの取組を促すクールビズに加え、TPOに応じたオフィスの服装自由化やサステナブルファッションの積極的な実践についても呼びかけを行った。 ・デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)の下、企業・地方公共団体・団体等が連携し、衣食住職・移動買い物など生活全般においてライフスタイル変革を促した。	https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/
11					厚生労働省、経済産業省、環境省	・「エアコンが使用できないときの熱中症対策」に関するリーフレットの周知を図った。	https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php
12					関係府省庁	・「熱中症警戒アラート 全国運用中！(リーフレット)」を関係府省庁連名で作成し、地方公共団体の関係部局、関係機関等への周知を図った。	https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530_leaflet_alert.pdf
13	第2章	1	(1)	熱中症警戒情報等に関する周知と理解の醸成を促進する。〈関係府省庁〉	気象庁【再掲】	・気象庁及び各地の気象台が実施する見学会等において、ポスター掲示やリーフレット配布等を実施。【再掲】	・気象庁子ども見学デー(再掲) https://www.jma.go.jp/jma/kishou/info/event/R6/ke ngakudav.html
14					環境省	・環境省公式X、LINEの投稿に加えてラジオ番組の出演やデジタルサイネージを使用し熱中症警戒情報等に関する情報を広く発信した。	・熱中症について学べる動画 https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_library.php
15	第2章	1	(1)	ZEH・ZEBの普及拡大や断熱リフォームの推進等を通じて、健康・快適で省エネルギーな住宅や暮らし方の普及を図る。〈経済産業省、国土交通省、環境省〉	経済産業省、国土交通省、環境省	・引き続き、地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画、GX推進戦略等に基づき、住宅・建築物の脱炭素化を通じた健康・快適で省エネルギーな住宅や暮らし方の普及を図った。	https://jutaku-shoene2025.mlit.go.jp/ https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/eco-life/
16	第2章	1	(1)	エアコンに関するシーズン前の早期点検や試運転の積極的な普及啓発を行う。〈経済産業省、環境省〉	経済産業省、環境省【再掲】	・熱中症予防を目的に、夏を迎える前にエアコンの早期試運転を行うよう、ウェブサイト上や公式X等で普及啓発を実施。【再掲】	・夏季を迎える前のエアコン試運転の重要性について(経済産業省) https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/air_conditioner/maintenance.html ・熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php

17	第2章	1	(1)	熱中症予防行動を自発的にとれるように助けるナッジの活用や、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」における官民連携での熱中症予防に係る様々な取組等を通じた普及啓発を促進する。<環境省>	環境省	・デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)において、企業・地方公共団体・団体等が連携し、脱炭素に資する製品・サービスや取組等を国民に提供・提案するとともに、行動科学の理論に基づくアプローチであるナッジにより、国民の行動変容を情報発信等を通じて直接促進し、熱中症予防をはじめ、衣食住職・移動買い物など生活全般においてライフスタイル変革を促した。	https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/
18	第2章	1	(1)	多言語により、熱中症の予防・対処方法、外国人患者を受け入れる医療機関等の関連情報を発信する。<消防庁、厚生労働省、観光庁、環境省>	消防庁	・外国人のための熱中症予防普及啓発用リーフレットを消防庁HPに掲載した。	https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04
19					厚生労働省	・外国人患者の利便性を高め、医療機関等及び行政のサービス向上を図ることを目的として、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を更新し、公表した。 ・熱中症の症状、予防法、対処法等について、多言語も含めわかりやすくまとめたリーフレットを更新し、地方公共団体等を通じて熱中症予防の周知を行った。	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/index.html
20					観光庁	・多言語で外国人患者を受け入れる医療機関等の関連情報を発信している。	
21					環境省	・熱中症予防情報サイト(英語・中国語・韓国語版)において、関連情報を発信。 ・令和7年の夏に向けて、より効果的な普及啓発を目的として、リーフレット等の多言語翻訳(英語・中国語・韓国語・タガログ語・ベトナム語・ポルトガル語)を行った。	https://www.wbgt.env.go.jp/en/heatillness_pr.php
22	第2章	1	(1)	訪日外国人等に熱中症予防行動を促すための熱中症等関連情報をプッシュ型で通知する災害時情報提供アプリの活用を促す。<観光庁>	観光庁	・熱中症情報等を多言語で発信する訪日外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」の活用を促している。	
23	第2章	1	(2)	全国841地点の暑さ指数を算出し、「熱中症予防情報サイト」において実況値及び当日から翌々日の予測値を公開する。また、暑さ指数の予測値等のメール配信サービスや、CSV形式による暑さ指数の数値データの提供、アスファルト舗装等の実生活の場や、地面との距離が近いこどもや車いす利用者を想定した暑さ指数の参考値の提供等、地方公共団体による住民への熱中症予防に資する情報を、ホームページ等を通じて発信する。<環境省>	環境省	・全国841地点の暑さ指数を算出し、「熱中症予防情報サイト」において実況値及び当日から翌々日の予測値を公開した。 ・暑さ指数の予測値等のメール配信サービスや、CSV形式による暑さ指数の数値データの提供、アスファルト舗装等の実生活の場や、地面との距離が近いこどもや車いす利用者を想定した暑さ指数の参考値の提供等、地方公共団体による住民への熱中症予防に資する情報を、ホームページ等を通じて発信した。	https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php
24	第2章	1	(2)	高温に関する早期天候情報や気象情報等を通じて注意喚起を実施するとともに、天気分布予報、アメダスの気温の観測データ、推計気象分布(最新の気温等の分布)等を逐次提供する。<気象庁>	気象庁	・高温に関する早期天候情報や気象情報等の発表を通じて注意喚起を実施するとともに、2週間気温予報、天気分布予報、アメダスの気温の観測データ、推計気象分布(最新の気温等の分布)等を提供した。	・早期天候情報 https://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/souten/

25	第2章	1	(3)	「熱中症警戒アラート」として発表及び周知を行う。＜気象庁、環境省＞	気象庁	・4月24日～10月23日において、熱中症警戒アラートの発表及び周知を行った。	https://www.ima.go.jp/ima/kishou/knownow/bosai/heat_alert.html
26					環境省	・4月24日～10月23日の期間、熱中症予防情報サイト等を通じ、熱中症警戒アラート等の発表及び情報発信をした。	・熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/alert.php
27	第2章	1	(3)	熱中症予防情報サイトや気象庁ホームページ、農林水産省「MAFFアプリ」、各報道機関、地方公共団体、民間企業等によるデジタルサイネージでの放映や災害時情報提供アプリでの提供等の様々なルート、ツールを通じて、熱中症の危険性が極めて高いと予測される際に、熱中症警戒情報を広く国民に届け、熱中症予防行動を促す。＜関係府省庁＞	農林水産省	・「熱中症警戒情報」、「熱中症特別警戒情報」発表日、MAFFアプリを通じて農業者に伝達。 ・「熱中症対策強化期間」において、熱中症警戒情報や熱中症リスクに応じた注意喚起情報を農業者に提供。 ・消防庁が公表する熱中症による緊急搬送人員調査のうち、仕事場②(田畑等)における緊急搬送者数の動向を農水省HPで毎週公表。	https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html
28					経済産業省、環境省【再掲】	・節電に配慮したエアコン使用について、公式X等で普及啓発を実施。【再掲】	・経済産業省 省エネポータルサイト https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/howto/airconditioning/index.html#1 ・環境省 脱炭素ポータル https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/topics/20230713-topic-47.html
29					国土交通省	・国土交通省Xにおいて、熱中症に関する注意喚起を実施。(令和6年度は実施なし)	
30					気象庁	・熱中症警戒アラートの発表状況について、気象庁ホームページ等を通じて発表状況を周知した。	https://www.ima.go.jp/ima/kishou/knownow/bosai/heat_alert.html (再掲)
31					環境省	・環境省公式X、LINEの投稿に加えてラジオ番組の出演やデジタルサイネージを使用し熱中症警戒情報等に関する情報を広く発信した。【再掲】	・LINEアプリを活用した熱中症警戒アラート・暑さ指数の情報配信 https://www.wbgt.env.go.jp/line_notification.php
32					第2章	1	(4)
33	第2章	1	(4)	人口動態統計に基づく熱中症による死亡者数を集計し、公表する。＜厚生労働省＞	厚生労働省	・人口動態統計に基づく熱中症による死亡者数を集計し、公表した。	https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/m2024/09.html https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/necchusho23/index.html
34	第2章	1	(4)	学校の管理下における熱中症の発生状況等について、年度ごとに学校種別で取りまとめ公表するとともに、学年・性別発生傾向や月別発生傾向についても公表する。＜文部科学省＞	文部科学省	・学校の管理下における熱中症の発生状況等について、年度ごとに学校種別で取りまとめ公表するとともに、次年度以降、学年・性別発生傾向や月別発生傾向についても各学校等に情報提供できるよう、関係機関との調整を進めた。	https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/data/r06/240430jikoboushi.pdf?v202404
35	第2章	1	(4)	職場における熱中症による死傷災害発生状況を取りまとめ、年度ごとに公表する。＜厚生労働省＞	厚生労働省	・令和5年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」をとりまとめ、公表した。	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38059.html

36	第2章	1	(4)	農作業中の熱中症による死亡事故の発生状況を調査し、毎年公表する。＜農林水産省＞	農林水産省	・2月に農作業死亡事故調査において、熱中症の死者数について公表。	https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html リンク先のうち農作業死亡事故調査を参照 https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/sibo.html
37	第2章	1	(5)	アジア太平洋地域における気候変動適応に関する情報基盤として構築した、AP-PLAT(アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム)により、極端な高温に関する影響評価ツールの提供、知見の共有等に貢献する。＜環境省＞	環境省	・国立環境研究所が開発した気候変動影響を予測するツールClimate Impact やClimoCastを利用し、アジア太平洋諸国の気候変動適応計画策定に資することを目的として、能力構築を実施した。	Climate Impact(影響評価)並びにClimocast(気温上昇予測) https://ap-plat.nies.go.jp/data_tools/index.html (それぞれのツールは推進費等により国立環境研究所が開発。)
38	第2章	1	(5)	早期警戒システムの導入促進に関するイニシアティブ等の枠組みを通じ、アジア太平洋地域の各国のニーズに応じて、気候情報を活用した熱中症対策を官民連携により促進する。＜環境省＞	環境省	・令和5年度に発足した官民連携協議会を通じて、ASEAN諸国での課題・ニーズ調査、さらに日本企業による概念実証を実施した	https://www.ewsi.green/
39	第2章	2	-	高齢者に熱中症予防を呼びかけるリーフレット等を作成し、様々なルートを通じて周知する。＜消防庁、厚生労働省、環境省＞	消防庁	・特に高齢者や子どもへ注意を呼びかけるポスターを作成、都道府県や全国の消防本部に配布し、掲載を依頼した。	https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04
厚生労働省					・高齢者に熱中症予防を呼びかけるリーフレット等を活用し、地方公共団体や関係団体を通じて周知を行った。	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html	
厚生労働省、経済産業省、環境省					・「高齢者のための熱中症対策(リーフレット)」の周知を図った。	https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530_leaflet_for_elderly.pdf	
40							
41							

42	第2章	2	—	熱中症弱者に対して熱中症予防のための見守りや声かけが恒常的に行われる地域コミュニティが形成されるよう、地方公共団体の取組を支援する。〈内閣府、厚生労働省、環境省〉	内閣府	・孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)に基づき決定した「孤独・孤立対策重点計画」(令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定)において、「地域における包括的支援体制等の推進」に関する関係府省庁の具体的な取組の一つとして、「地域における効果的な熱中症予防対策の推進」を盛り込んでいる。	https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/juten_keikaku.html
43					厚生労働省	・地方公共団体や関係団体を通じ、高齢者、障害児(者)、小児、乳幼児等への見守りや熱中症予防行動の呼びかけを促進するための周知を行った。	https://www.mhlw.go.jp/content/001293888.pdf https://www.mhlw.go.jp/content/001258221.pdf
44					環境省	・高齢者等への見守り、声かけ等の活動の強化など、地域における熱中症対策の推進を目的として、都道府県や市区町村の担当者を支援する「熱中症対策に関する市区町村等の相談・支援窓口」を設置し、支援を行った。 ・独立行政法人環境再生保全機構が実施した「地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業」において、地域で活動する団体や企業等と協働した高齢者等への見守り、声かけ活動等の取組を実施している地方公共団体を支援した。	https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php
45	第2章	2	—	エアコン利用の有効性や熱中症を予防するためには適切なエアコン利用が重要であること、効率的なエアコンの利用方法について、高齢者に対する周知を強化する。〈厚生労働省、環境省〉	厚生労働省、経済産業省、環境省【再掲】	・「高齢者のための熱中症対策(リーフレット)」の周知を図った。【再掲】	https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530_leaflet_for_elderly.pdf 【再掲】
46					厚生労働省	・地方公共団体や関係団体を通じ、高齢者への見守りや、エアコンの適切な利用、熱中症予防行動の呼びかけを促進するための周知を行った。	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunva/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html
47	第2章	2	—	改正適応法に基づく熱中症対策普及団体(以下「熱中症対策普及団体」という。)や、その他の福祉等関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体に対して、熱中症弱者の見守りや熱中症予防行動の呼びかけ活動を依頼する。〈内閣府、厚生労働省、環境省〉	内閣府	・都道府県・政令指定都市・市区町村の孤独・孤立対策担当や孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの会員に対して、熱中症対策の一層の強化について協力依頼を実施。	
48					厚生労働省【再掲】	・地方公共団体や関係団体を通じ、高齢者、障害児(者)、小児、乳幼児等への見守りや熱中症予防行動の呼びかけを促進するための周知を行った。	https://www.mhlw.go.jp/content/001293888.pdf 【再掲】 https://www.mhlw.go.jp/content/001258221.pdf 【再掲】
49					厚生労働省、環境省	・熱中症対策のための高齢者への見守り・声かけのお願いに関する事務連絡を福祉団体及び薬局・ドラッグストアの関係団体へ発出した。	20240821_notice.pdf

50	第2章	2	—	こどもの事故防止ハンドブック等を通じ、注意喚起及び啓発を推進する。〈こども家庭庁〉	こども家庭庁	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年7月15日～21日を「こどもの事故防止週間」とし、「熱中症による事故への安全対策」をテーマに、こどもを取り巻く関係者等の意識を向上させ、行動を促すことによって熱中症からこどもの身を守るため、こどもの熱中症に関する情報を取得できる環境を整備するとともに、ポスターやウェブサイト、SNS等を通じて広報啓発を行った。 ・上記週間以外にも、こども家庭庁ウェブサイトやSNSにおいて、こどもの事故防止ハンドブック等を通じ、こどもの熱中症事故防止を目的とした広報啓発を行った。 	https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/special-week-2024
51	第2章	2	—	生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱いについて周知する。〈厚生労働省〉	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱いについて、事務連絡等により周知を行った。 	
52	第2章	2	—	障害者の特性に応じた障害者向けの熱中症予防リーフレットを作成し、周知する。〈厚生労働省〉	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の特性に応じた熱中症予防を呼びかけるリーフレット等を活用し、地方公共団体や関係団体を通じて周知を行った。 	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html
53	第2章	2	—	熱中症予防行動等に関して、地方公共団体や熱中症対策普及団体等に対する研修を行う。〈環境省〉	環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人環境再生保全機構が、全国の都道府県及び市区町村の熱中症関係部局職員に対して、対面・オンライン・eラーニングにより、熱中症に関する法制度の説明や救急専門医による座学等の研修を実施した。 	
54	第2章	2	—	様々な情報伝達手段を活用して、熱中症弱者等へ情報提供を行うよう、地方公共団体に対して周知する。〈消防庁、環境省〉	環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等への見守り、声かけ等の活動の強化など、地域における熱中症対策の推進を目的として、都道府県や市区町村等の担当者を支援する「熱中症対策に関する市区町村等の相談・支援窓口」を設置し、支援を行った。【再掲】 ・「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」により、熱中症警戒アラートを防災無線や緊急メール等で住民に周知する取組等を紹介し、周知した。 	https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php
55	第2章	3	(1)	学校の教育現場における熱中症対策や判断の参考となるよう「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を策定し、適宜改訂する。〈文部科学省、環境省〉	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の追補版を取りまとめ公表した。 	https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm
56					環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症予防情報サイトにおいて、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」(追補版)を周知した。 	https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php
57	第2章	3	(1)	学校における熱中症対策の実施状況を把握する。その上で、前述の手引きについて、学校保健に従事する教育関係者に対して周知し、ガイドラインの作成や危機管理マニュアルへの反映等の活用を促す。教育委員会等の関係機関とも連携し、教職員への熱中症に関する対応研修の実施等を依頼する。〈文部科学省〉	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における熱中症対策の実施状況の把握のための調査を実施し、その結果を公表した。 ・「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の追補版を取りまとめ公表した。 ・教職員が熱中症対策について理解を深める研修動画を配信した。 	https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1339095.htm https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm https://anzenkyouiku.mext.go.jp/news/2024-05/index.html

58	第2章	3	(1)	熱中症の予防や児童生徒が熱中症を発症した場合の対応が的確に行われるよう、予防方法や応急措置等についてまとめたパンフレット、ポスター、映像資料等の普及を図る。学校現場外において、学校現場同様に児童生徒が適切な熱中症予防行動を行うことができるよう、関係者に対して周知の徹底を図る。〈文部科学省、スポーツ庁〉	文部科学省、スポーツ庁	・熱中症の予防や児童生徒等が熱中症となった場合の対応等について、通知、事務連絡、映像資料等により普及啓発を行った。	https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html https://anzenkyouiku.mext.go.jp/news/2024-05/index.html https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00041.html https://sports.go.jp/movie/post-89.html https://sports.go.jp/movie/post-90.html
59	第2章	3	(1)	学校安全ポータルサイトを通じて、熱中症事故の予防に関する情報発信を適切な時期に実施し、注意喚起する。〈文部科学省〉	文部科学省	・学校安全ポータルサイトを通じて、熱中症事故の予防に関する情報発信を適切な時期に実施し、注意喚起を行った。	https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html
60	第2章	3	(1)	公立小中学校等の施設について、地方公共団体における計画等を踏まえ、教室や体育館等へのエアコン設置を支援する。また、エアコンの適切な利用を促すとともに、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等、校舎づくりの工夫について、事例集等を通じて周知する。〈文部科学省〉	文部科学省	・公立小中学校等の施設について、教室や体育館へのエアコン設置に対して国庫補助を行うとともに、通知等により、エアコンの適切な利用を促した。特に、災害時には避難所ともなる学校体育館等への空調整備について新たな交付金を創設し、設置を促進した。また、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等、校舎づくりの工夫について、事例集等を通じて周知した。	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/mext_00943.html https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/data/230428katsudoujikoboushi.pdf https://www.mext.go.jp/content/20200306-mxt_sisetuki-000005425-04.pdf
61	第2章	3	(1)	保育園、幼稚園等での対策(特に送迎用バスにおけるこどもの所在確認等の置き去り防止の取組強化)により、こどもの熱中症による事故の予防を徹底する。〈こども家庭庁、文部科学省〉	こども家庭庁	・令和6年5月、教育・保育施設等における熱中症事故の防止について適切に対応することを、全国の地方公共団体へ依頼。 ・同年7月、教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備の徹底について、全国の地方公共団体に通知。	https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri/
62					文部科学省	・子供の熱中症事故に繋がるヒューマンエラーを防ぐため、幼稚園等の送迎用バスにおける子供の置き去り防止について繰り返し周知を行った。	https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/data/r06/240430jikoboushi.pdf?v202404
63	第2章	3	(2)	職場における熱中症対策に関し、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握や活用、異常時の措置等、事業者が重点的に取り組む事項を業界団体等に周知する。また、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等を実施する。〈厚生労働省〉	厚生労働省	・「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を実施し、事業者が重点的に取り組む事項を業界団体等に周知した。 また、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等を実施した。	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html
64	第2章	3	(2)	職場における熱中症対策に特化したポータルサイトを設け、熱中症予防等の知見や現場での取組を周知し、労働衛生教育を支援する。〈厚生労働省〉	厚生労働省	・職場における熱中症対策に特化したポータルサイトを設け、熱中症予防等の知見や現場での取組を周知した。	https://neccyusho.mhlw.go.jp/

65					厚生労働省	・職場における熱中症対策に特化したポータルサイト内で熱中症予防に効果のある衣類や機器等を活用した個人の健康管理による熱中症予防方法に関して周知した。	https://neccvusho.mhlw.go.jp/
66	第2章	3	(2)	熱中症予防に効果のある衣類や機器等を活用した個人の健康管理による熱中症予防方法に関して検討、展開、又は周知する。〈厚生労働省、国土交通省、農林水産省〉	農林水産省	・ウェアラブル端末、ファン付きウェア等の熱中症対策アイテムの活用について、熱中症予防リーフレット、熱中症予防情報集で周知。 ・農作業における熱中症対策のため、熱中症対策アイテム・MAFFアプリの活用、声掛け運動等を啓発したパンフレット、事例集を作成し、研修会・セミナーの開催により効果的な啓発・普及を図るための予算を措置。	https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r6kettei_pr5.pdf
67					国土交通省	・熱中症予防に効果のあるウェアラブルデバイスを利用した健康・危機管理に関して、国土交通省HPIにて公表しているリーフレットの周知を行った。	https://www.mlit.go.jp/common/001292278.pdf
68	第2章	3	(3)	スポーツ活動中の熱中症事故の防止に関して、地方公共団体やスポーツ関係団体等に向けた周知や研修及びSNS等を通じた注意喚起を実施する。〈スポーツ庁〉	スポーツ庁	・スポーツ活動中の熱中症事故の防止に関して、通知等により周知するとともに、映像資料をSNS等で発信することにより注意喚起を行った。また、地方公共団体の担当者が集まる会議や競技団体の役職員等が集まる会議で必要な情報提供を行った。	https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00041.html https://sports.go.jp/movie/post-89.html https://sports.go.jp/movie/post-90.html
69	第2章	3	(3)	社会体育施設におけるエアコンの設置を支援する。〈スポーツ庁〉	スポーツ庁	・避難所となり得る社会体育施設の環境整備の推進のため、空調設備の補助率引き上げを行った。(令和7年度までの時限措置)	https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1380329_00007.htm
70	第2章	3	(4)	夏季に人が多く集まるイベント主催者向けの「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を地方公共団体や教育委員会等へ広く周知し、イベントの開催時期や時間等を検討する際の参考となるよう、イベント主催者による活用を促す。〈環境省〉	環境省	・熱中症予防情報サイト等において、「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」の周知を図った。	https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_gline.php
71	第2章	3	(5)	熱中症の危険性が高まる夏季を前に毎年、また、災害発生時において特に熱中症の危険が高いと判断される際には、事務連絡を発出し、熱中症予防の周知を地方公共団体等の関係機関に依頼する。この際、災害や電力不足に伴う停電により、エアコンが使用できない場合等に備えた対応について、地方公共団体等の関係機関へ適切に周知する。〈内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省〉	内閣府、消防庁、厚生労働省、気象庁、環境省	・災害発生時における熱中症対策について、関係府省庁と連名で、各都道府県あてに事務連絡を発出し、周知した。(6月、環境省・内閣府・消防庁・厚生労働省・気象庁連名)	・今夏の災害発生時における熱中症対策について(周知依頼) https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20240626_notice.pdf
73					厚生労働省	・地方公共団体や関係団体を通じ、夏季を前に事務連絡を発出し、熱中症予防の周知を行った。	https://www.mhlw.go.jp/content/001258221.pdf

74					環境省	・令和6年7月25日からの大雨に伴い、被災した都道府県に対して被災者やボランティア等を含めた関係者への熱中症対策に関する事務連絡の発出を行った。	20240726_notice.pdf
75	第2章	3	(5)	災害時に特有の環境や状況から生じる熱中症に関する課題を収集、分析及び評価し、効果的な対策手法について検討し、作成したマニュアルやリーフレット等を活用して普及啓発を行う。〈内閣府、環境省〉	内閣府、環境省	・災害時の避難生活や片付け作業における熱中症対策に関するリーフレットをホームページへ掲載し、各地方公共団体への事務連絡の発出の機会等を捉えて普及啓発を実施。	・内閣府「防災情報のページ」 https://www.bousai.go.jp/kyoiku/index.html ・災害時の熱中症予防(リーフレット) https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530_leaflet_in_disasters.pdf
76	第2章	3	(5)	災害時の避難所に指定されている体育館等の公共施設におけるエアコンや非常用電源の整備、エアコン未設置の避難所への災害時における迅速なエアコンの供給について支援を行う。〈内閣府、消防庁、文部科学省、経済産業省、環境省〉	内閣府	・「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(令和6年12月改定)」や「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン(チェックリスト)(令和6年12月改定)」において指定避難所の防災機能設備等の強化や暑さ対策として冷房機器の充実を働きかけている。 ・令和7年2月時点において、当該年度はプッシュ型支援を実施していない。	
77					消防庁	・指定避難所における空調設備の設置等について、地方財政措置が講じられている。	
78					文部科学省	・公立小中学校等の体育館、避難所指定校への自家発電設備の整備に対して国庫補助を行うとともに、事務連絡により、非常用電源の確保に活用できる文部科学省や関係省庁の財政支援について周知を行った。	
79					経済産業省	・災害時に迅速な物資支援が行えるよう、関係団体と連絡体制を構築。	
80					環境省	公共施設へのエアコン設置支援も含む熱中症対策にも資する事業について、環境省ホームページに情報を掲載し、周知を図った。	
81	第2章	3	(6)	農作業中の熱中症対策について、農作業安全確認運動において熱中症対策強化期間を位置づけ、同運動の参画機関や農作業安全に関する指導者を通じて、農業者や農業法人等に声かけを行う等の啓発活動を推進する。その際、特に多くの割合を占める高齢農業者に対する周知を積極的に展開する。〈農林水産省〉	農林水産省	・5月から7月を熱中症対策研修強化実施期間に位置付けるとともに、熱中症対策研修テキスト等を作成し、地域において農作業安全に関する指導者が中心となった研修の実施や注意喚起による熱中症対策を徹底。	https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html
82	第2章	3	(6)	熱中症対策に関するオンライン研修を実施する。〈農林水産省〉	農林水産省	・農林水産研修所において熱中症対策に関するオンライン研修を実施。(6月:2回)	https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tukuba/mito/kensyu/05netu.html
83	第2章	3	(6)	熱中症予防等に関する啓発資料の充実・強化を図る。また、農林水産省が運営する「MAFFアプリ」等を活用し、熱中症警戒情報や熱中症リスクに応じた注意喚起情報等を、農業者等に対してきめ細かく提供する。〈農林水産省〉	農林水産省	・熱中症予防等に関するリーフレットを充実させるとともに、MAFFアプリ、SNSを通じて情報を提供。 ・民間企業との連携により、ポスターやデジタルサイネージを活用した熱中症への注意喚起。熱中症対策アイテムを活用した熱中症予防策の普及啓発を実施。	https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html

84	第2章	4	(1)	地方公共団体内部における熱中症対策を担う全ての部局間の連携が重要であることを踏まえ、首長の主導の下、各部局それぞれの役割を明確にし、連携、協力して必要な対策を実施できるような庁内体制整備を促す。〈関係府省庁〉	関係府省庁	・熱中症対策の一層の強化に関する事務連絡を、各府省庁より地方公共団体の関係部署へ発出し、庁内体制の整備や連携強化を依頼した。(5月、関係府省庁連名)	https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20230623_notice.pdf
85					環境省	・高齢者等への見守り、声かけ等の活動の強化など、地域における熱中症対策の推進を目的として、都道府県や市区町村の担当者を支援する「熱中症対策に関する市区町村等の相談・支援窓口」を設置し、庁内体制整備等の課題を含めた様々な相談に対応した。	https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php
86	第2章	4	(1)	地方公共団体内部における関係部局の連携や、地域における各種団体や民間企業における連携した対応を行える場(プラットフォーム)の整備を促す。〈関係府省庁〉	関係府省庁【再掲】	・熱中症対策の一層の強化に関する事務連絡を、各府省庁より地方公共団体の関係部署へ発出し、庁内体制の整備や連携強化を依頼した。(5月、関係府省庁連名)【再掲】	https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20230623_notice.pdf
87					環境省	・高齢者等への見守り、声かけ等の活動の強化など、地域における熱中症対策の推進を目的として、都道府県や市区町村の担当者を支援する「熱中症対策に関する市区町村等の相談・支援窓口」を設置し、庁内体制整備等の課題を含めた様々な相談に対応した。【再掲】 ・独立行政法人環境再生保全機構が、地方公共団体の職員を対象にした研修会において、庁内連携促進のための意見交換や情報共有を行った。	https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php
88	第2章	4	(1)	指定暑熱避難施設の指定、その他暑さを避けるためエアコンを設置し一般の利用に供する施設や場(クーリングシェルターやクールシェアスポット)の確保や一般への情報提供を働きかける。〈環境省〉	環境省	・地域における熱中症対策の推進を目的として、都道府県や市区町村の担当者を支援する「熱中症対策に関する市区町村等の相談・支援窓口」を設置し、クーリングシェルターの指定に関する事項を含め、地方公共団体の担当者からの様々な相談に対応した。 ・指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)を指定している全国の市区町村(および一部都道府県)のウェブサイトへのリンク集をまとめ、環境省の予防情報サイトに掲載した。	https://www.wbgt.env.go.jp/doc.shsa.php
89	第2章	4	(1)	指定暑熱避難施設、クーリングシェルターやクールシェアスポットの確保に際しては、太陽光等の再生可能エネルギーや地中熱等の未利用エネルギー、蓄電池等を活用し、脱炭素化とレジリエンスの向上といった観点も踏まえた取組を推進する。〈環境省〉	環境省	・令和4年度から、災害時の活動拠点としての活用も可能となるフェーズフリー性及び太陽光発電設備を活用したエネルギー自立性といったレジリエンス性を兼ね備えたコンテナハウス等の省CO2移動独立型施設に対する支援事業において、当該施設がクーリングシェルターとして活用される場合には、その点を評価している。 ・令和6年度は、令和5年度補正予算を活用し当該事業を実施、令和6年度補正予算においても措置した。 ・CO2排出量を増加させない形でクーリングシェルターとしても活用される既存建築物に高効率空調等の導入を支援する事業を令和6年度補正予算において新たに措置した。	https://www.heco-hoio.jp/vR04/h-idoh/index.html https://siz-kankyoku.com/2024correctionco2-1/

90					厚生労働省、環境省【再掲】	・熱中症対策のための高齢者への見守り・声かけのお願いに関する事務連絡を福祉団体及び薬局・ドラッグストアの関係団体へ発出した。	20240821_notice.pdf
91	第2章	4	(1)	熱中症対策の普及啓発等に取り組むNPO等民間団体を熱中症対策普及団体として指定することや、その他のNPO等、民間の専門知識を有する人材・組織を活用した、熱中症弱者に対し見守り・声かけすることを強化し、熱中症予防行動の実施を働きかける。＜厚生労働省、環境省＞	環境省【再掲】	・高齢者等への見守り、声かけ等の活動の強化など、地域における熱中症対策の推進を目的として、都道府県や市区町村の担当者を支援する「熱中症対策に関する市区町村等の相談・支援窓口」を設置し、支援を行った。【再掲】 ・独立行政法人環境再生保全機構が実施した「地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業」において、地域で活動する団体や企業等と協働した高齢者等への見守り、声かけ活動等の取組を実施している地方公共団体を支援した。【再掲】	https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php
92	第2章	4	(1)	打ち水等を始めとした熱中症対策に関する地域のイベント等を活用して見守りや声かけがしやすい地域づくりを推進する。＜国土交通省、環境省＞	国土交通省	・熱中症対策や水資源の有効活用を推進するため、水の週間関連イベントとして、地方公共団体等20団体により打ち水を行うイベントを実施。	・水の週間打ち水大作戦2024 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/tochimizushigen_mizsei_tk1_000023.html ・令和6年度：都道府県等が実施する「水の週間」関連イベント https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_fr1_000043.html
93					環境省	・大丸有(大手町・丸の内・有楽町)地区において、企業や地方公共団体等と連携し「大手町・丸の内・有楽町夏祭り 2024『丸の内 de 打ち水』」を実施した。	https://www.env.go.jp/press/press_03471.html
94	第2章	4	(1)	都市公園の整備等による緑地の確保、建築物の敷地や公共施設等の緑化等を推進する。＜国土交通省＞	国土交通省	・官庁施設の整備にあたり、構内緑化等を実施した。 ・住宅地区改良事業等において、緑地整備に要する費用を支援した。 ・市街地再開発事業において、緑地整備に要する費用を支援した。 ・優良建築物等整備事業において、緑地整備に要する費用を支援した。 ・防災・省エネまちづくり緊急促進事業において、緑地整備に要する費用を支援した。 ・住宅市街地総合整備事業において、緑地整備に要する費用を支援した。 ・公営住宅等整備事業において、緑地整備に要する費用を支援した。 ・地方公共団体が行う都市公園等の整備や民間事業者が行う緑化等に対して、社会資本整備総合交付金等による支援を実施した。 ・道路緑化を推進した。 ・令和5年度に4港において新たに港湾緑地の整備を行った。	・市街地再開発事業 https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainite_tk_000060.html ・優良建築物等整備事業 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000080.html ・防災・省エネまちづくり緊急促進事業 https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainite_tk_000046.html ・市街地住宅整備 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000043.html ・グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_fr_000040.html

95	第2章	4	(1)	人が感じる暑さについての科学的な情報や、緑化技術やミストの設置、まちづくりにおける風の道の確保等の効果的な暑さ対策の実施方法等を紹介する「まちなかの暑さ対策ガイドライン」の周知を通じ、地方公共団体等によるまちなかの暑さ対策の取組を促進する。＜環境省＞	環境省	・熱中症予防情報サイトにおいて、「まちなかの暑さ対策ガイドライン」を周知した。	https://www.wbgt.env.go.jp/doc_city_guideline.php
96	第2章	4	(2)	暑さ指数及び熱中症警戒情報について、地方公共団体等において十分な活用が図られるよう、働きかけを行う。例えば、地方公共団体が、地域住民へ適時、的確な情報の発信と伝達等を行い、地域住民の熱中症予防行動の促進につなげる取組を行うよう、働きかけを行う。＜関係府省庁＞	環境省	・地域における熱中症対策の推進を目的として、都道府県や市区町村の担当者を支援する「熱中症対策に関する市区町村等の相談・支援窓口」を設置し、支援を行った。 ・都道府県を対象に熱中症特別警戒情報発表時を想定し、連絡手順について延べ4回訓練を実施した。 ・独立行政法人環境再生保全機構が実施した「地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業」において、地域で活動する団体や企業等と協働した高齢者等への見守り、声かけ活動等の取組を実施している地方公共団体を支援した。【再掲】	https://www.wbgt.env.go.jp/doc_model_projects.php
97	第2章	4	(3)	熱中症対策に係る地方公共団体内における庁内体制整備、事業者との連携、熱中症警戒情報の効果的な活用等について、先進的な取組を行う地方公共団体の事例を取りまとめた優良事例集を作成する。そして、環境再生保全機構とも連携し、研修会や講習会を地方公共団体等に向けて実施する等により、優れた取組の全国展開を図る。＜環境省＞	環境省	・独立行政法人環境再生保全機構が、地方公共団体の職員を対象にした研修会において、庁内連携促進のための意見交換や情報共有を行った。【再掲】 また、「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」を熱中症予防情報サイトで周知している。	【追加予定】
98	第2章	4	(3)	気候変動適応広域協議会(全国7ブロック)等を通じて、当該気候変動適応広域協議会構成員(地方公共団体、国の地方支分部局、地域気候変動適応センター、研究機関、事業者等)と熱中症対策について情報共有を図る。また、熱中症対策を含む気候変動適応に係るアクションプラン等の方針を策定した地域について、これに基づく取組の推進を支援する。＜環境省＞	環境省	・気候変動適応広域協議会や地方公共団体向けの研修等を通じて、地方公共団体等に対して気候変動適応法改正及び熱中症対策の強化について情報共有を行った。 ・熱中症対策に関する気候変動適応広域アクションプランを策定した地域においては、これに基づく取組の推進を図った。	https://adaptation-platform.nies.go.jp/regional_councils/reference/index.html https://adaptation-platform.nies.go.jp/moej/action_plan/index.html
99	第2章	4	(4)	熱中症傷病者に対して適切な対応が行われるよう、各地の消防本部に対して助言等を行う。＜消防庁＞	消防庁	・「熱中症予防対策の強化について(周知)」の事務連絡を発出した。	
100	第2章	4	(4)	熱中症診療ガイドラインについて厚生労働省ホームページを通じて周知する。＜厚生労働省＞	厚生労働省	・厚生労働省ホームページ上に熱中症診療ガイドラインの掲載を行った。	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettvyuu/nettvyuu_taisaku/pamph.html#pamph05
101	第2章	4	(4)	熱中症の予防対策や応急手当等を記載した訪日外国人等のための救急車利用ガイド(16言語)の活用を促進する。また、救急隊用の多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」(15言語)を、全国の消防本部へ導入することを推進する。＜消防庁＞	消防庁	・消防庁HP掲載の「訪日外国人のための救急車利用ガイド」を含めた予防啓発コンテンツの活用を各都道府県を通じて全国の消防本部へ依頼した。	https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04
102					関係府省庁	・熱中症対策の一層の強化に関する事務連絡を、各関連団体・関連民間事業者へ発出し、熱中症対策の協力を依頼した。(7月、関係府省庁連名)	

103	第2章	5	—	熱中症予防強化キャンペーン等と連携し、業界団体や関係企業等に対し、熱中症予防のための消費者等への普及啓発や、商品開発に対する協力を依頼する。＜関係府省庁＞	経済産業省、環境省【再掲】	・熱中症予防を目的に、夏を迎える前にエアコンの早期試運転を行うよう、ウェブサイト上や公式X等で普及啓発を実施。【再掲】	・夏季を迎える前のエアコン試運転の重要性について（経済産業省） https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/air_conditioner/maintenance.html ・熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php
104					国土交通省	・建設作業員等の健康管理に資する熱中症対策グッズ等の紹介について、環境省からの要請に応じて実施（令和6年度は実施なし）	
105	第2章	5	—	シーズン前のエアコンの早期点検や試運転の積極的な普及啓発を行うと同時に、業界団体や関係企業にも積極的な広報活動を依頼する。＜経済産業省、環境省＞	経済産業省、環境省【再掲】	・熱中症対策を目的とした、エアコン早期試運転について、ウェブサイト上や公式Xで普及啓発を実施。	・夏季を迎える前のエアコン試運転の重要性について（経済産業省） https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/air_conditioner/maintenance.html ・熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php

106	第2章	5	-	職場における適切な熱中症予防行動につながる情報を示す暑さ指数計の利用を促進するため、事業者における認知度向上を図る。＜厚生労働省、環境省＞	厚生労働省	・都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等の際に、暑さ指数計の利用を促進するため、周知を行った。	
107					環境省	・民間団体等主催の各種イベントに参加し、熱中症対策に関する講演等を行い、暑さ指数計の利用を含め、民間事業者の職場における適切な熱中症予防行動の実践につながるよう、様々な情報提供を行った。	
108	第2章	5	-	民間企業や行政機関が連携し、熱中症予防の声かけの輪を広げるイベント等の取組を推進する。＜環境省＞	環境省	・民間企業、関係団体と連携し、各種普及啓発コンテンツを活用した周知・情報提供活動を実施した。	・環境省報道発表「環境省と大塚製薬株式会社による熱中症対策の推進に関する連携協定について」 https://www.env.go.jp/press/press_01946.html ・熱中症予防情報サイト「民間事業者との取組」 https://www.wbgt.env.go.jp/private_sector.php
109	第2章	6	-	暑さ指数について、健康との関連を含め検証を行い、熱中症警戒情報等の効果的な情報発信や伝達の在り方を検討する。＜環境省＞	環境省	・熱中症対策推進検討会を設置し、熱中症特別警戒情報等に関して、情報の整理や議論を行った。	・熱中症対策推進検討会 https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_sg.php
110	第2章	6	-	熱中症による健康影響をより早期に把握する方法の実現可能性を検討する。＜厚生労働省、環境省＞	厚生労働省	・今年度は該当施策なし	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph05
111					環境省	・熱中症対策推進検討会を設置し、熱中症特別警戒情報等に関して、情報の整理や議論を行った。【再掲】	・熱中症対策推進検討会 https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_sg.php
112	第2章	6	-	エアコンの設置や稼働状況といった自宅の状況等の背景事情の実態を調査し、対策の改善に活用する。＜環境省＞	環境省	・熱中症予防行動の実践状況や意識に関する意識調査を行い、その調査結果について熱中症対策推進検討会において議論を行った。	・熱中症対策推進検討会 https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_sg.php
113	第2章	6	-	高温等に関する情報の提供に向けて、半年先までの予測技術等の改善に取り組む。＜気象庁＞	気象庁	・数ヶ月先までの予測精度向上に取り組んでいる。	
114	第2章	6	-	国内の気候変動の影響評価に向けて、気候変動と暑熱に関する最新の科学的知見を収集、整理する。＜環境省＞	環境省	・令和7年度に予定している次期気候変動影響評価に向けて、暑熱を含む各分野における科学的知見の収集・整理や評価方法の検討を行うとともに、報告書原案の検討等を行った。	https://www.env.go.jp/earth/earth/tekiou/page_00003.html
115	第2章	6	-	熱中症の発生の仕組みや原因に関する科学的知見の集積や研究、分析等を行う。＜厚生労働省、環境省＞	厚生労働省【再掲】	・今年度は該当施策なし	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph05
116					環境省	・熱中症に関する各種調査を行った。	

117					関係府省庁【再掲】	・熱中症対策の一層の強化に関する事務連絡を、各府省庁より地方公共団体の関係部署へ発出し、庁内体制の整備や連携強化を依頼した。(5月、関係府省庁連名)	https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20230623_notice.pdf
118	第2章	7	—	地域において、住民の命と健康を守るため、極端な高温の発生や熱中症特別警戒情報の発表時に、市町村や住民等へ適切に通知及び伝達を行う必要があることから、首長の主導の下、地方公共団体内の関係部局間及び対応すべき関係機関の役割の明確化や連携、日頃からの見守り・声かけ体制の活用、施設管理者におけるエアコンの整備や指定暑熱避難施設の確保・運営等に関する事前の準備、災害対策の知見・経験の共有等を通じ、地方公共団体の体制整備等が進むよう支援する。〈関係府省庁〉	環境省【再掲】	・高齢者等への見守り、声かけ等の活動の強化など、地域における熱中症対策の推進を目的として、都道府県や市区町村の担当者を支援する「熱中症対策に関する市区町村等の相談・支援窓口」を設置し、支援を行った。 ・独立行政法人環境再生保全機構が、地方公共団体の職員を対象にした研修会において、庁内連携促進のための意見交換や情報共有を行った。【再掲】	https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php
119	第2章	7	—	国の所管するエアコン設置の公共施設を、極端な高温から避難する場所として地方公共団体が利用できるよう協力する。〈関係府省庁〉	関係府省庁	—	
120					国土交通省	・夏期に、国営公園においてエアコンを設置した公園施設を一般利用者に提供した。	
121	第2章	7	—	エアコンの設置等の要件を満たす社会体育施設を指定暑熱避難施設として市町村が指定できることについて周知を図る。〈スポーツ庁〉	スポーツ庁	・都道府県・政令指定都市スポーツ主管課及びスポーツ施設主管課を通じて所管の市区町村への周知を依頼するとともに、地方公共団体等を対象としたオンラインセミナーで周知を図った。	https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jisa_00041.html
122	第2章	7	—	極端な高温の発生時における、学校における対応、野外の活動等の具体的な運営や実施の在り方等について、検討する。〈文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、国土交通省、環境省〉	文部科学省、スポーツ庁	・極端な高温の発生時における学校等における対応に関する内容を含めて「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の追補版を取りまとめ公表した。 また、全国の市区町村の体育・スポーツ協会や競技団体に対する「熱中症予防運動指針」等の活用状況、暑さ指数に基づく主催大会の中止判断の状況などの調査結果を公表した。	https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm https://www.mext.go.jp/sports/content/20240502-spt_oripara01-000013015_01.pdf
123					国土交通省	・国土交通省直轄土木工事の工期設定において、猛暑日を加味するなどの工夫を行った。	
124					環境省	・熱中症予防情報サイトにおいて、「熱中症環境保健マニュアル」や「まちなか暑さ対策ガイドライン」を周知した。	https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php
125	第2章	7	—	熱中症特別警戒情報を的確かつ迅速に発表するため、運用に関する指針や体制を整備する。〈環境省〉	環境省	・都道府県を対象に熱中症特別警戒情報発表時を想定し、連絡手順について延べ4回訓練を実施した。	https://www.wbgt.env.go.jp/doc/shsa.php
126	第2章	7	—	熱中症特別警戒情報がより実効性の高いものとなるよう、環境省が実施する運用に関する指針や体制の整備等に関し、気象に関する情報の提供等、環境省に対して必要な協力を行う。〈気象庁〉	気象庁	・熱中症の検討会等での議論への参画を通じて、気象に関する情報等の提供を行い、運用改善に向けた検討に協力した。	

127	第2章	7	—	極端な高温等の発生時に、救急搬送人員が急増し救急医療への過大な負担とならないよう、熱中症予防や救急車の適時適切な利用の呼びかけを行う等、全国の消防本部に通知する。〈消防庁〉	消防庁	・「熱中症予防対策の強化について(周知)」の事務連絡を発出した。	
128	第2章	7	—	熱中症特別警戒情報の在り方については、救急搬送に関する情報等の活用も含めて検討する。〈消防庁、環境省〉	消防庁、環境省	・熱中症対策推進検討会を設置し、熱中症特別警戒情報等に関して、情報の整理や議論を行った。【再掲】 ・熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループに、熱中症による救急搬送人員の推移資料を提供し、議論の参考に資した。	https://www.wbgt.env.go.jp/doc/shsa.php
129	第2章	7	—	熱中症弱者のうち、公的な支援が必要な者の特定、所在把握、安否確認、避難誘導や、屋外活動の抑制等の方策について、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組み等を参考に検討する。〈内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省〉	厚生労働省【再掲】	・地方公共団体や関係団体を通じ、高齢者、障害児(者)、小児、乳幼児等への見守りや熱中症予防行動の呼びかけを促進するための周知を行った。	https://www.mhlw.go.jp/content/001293888.pdf https://www.mhlw.go.jp/content/001258221.pdf
130					環境省	・高齢者等への見守り、声かけ等の取組を行っている地方公共団体に対してヒアリングを実施した。	
131	第2章	7	—	地方公共団体に対し、指定暑熱避難施設の指定等にもつながる、公共施設における必要なエアコン整備について、国による支援事業の周知や活用の働きかけを行う。〈環境省〉	環境省	・環境省HPにおいて、エアコン設置等への支援を含む熱中症対策に資する事業について周知した。	000268589.pdf
132	第2章	7	—	災害の発生に伴う停電時等、エアコンが適切に使えない場合を想定した対策について、地方公共団体の関係部局において検討を行うよう、働きかけを行う。〈厚生労働省、経済産業省、環境省〉	厚生労働省、経済産業省、環境省	・関係府省庁と連携し、エアコンが使用できないときの熱中症対策リーフレットを活用して、周知を行った。	https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/heatillness_leaflet_teiden.pdf
133					厚生労働省	・地方公共団体を通じ、災害の発生時に伴う停電時等、熱中症予防行動の呼びかけを促進するための周知を行った。	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettvuu/nettvuu_taisaku/pamph.html
134	第2章	8	—	熱中症特別警戒情報の発表について、都道府県及び報道機関へ通知及び周知する。〈環境省〉	環境省	・事務連絡や訓練を通じて都道府県に対して熱中症特別警戒情報の周知を図るとともに、熱中症特別警戒情報等に関する報道機関への説明を行った。	

135	第2章	8	—	上記の1で掲げる様々なルートやツールを通じて熱中症特別警戒情報を広く国民に届けるとともに、一層の予防行動が必要なことを強く呼びかける。〈関係府省庁〉	気象庁	・熱中症特別警戒情報が発表された場合に、国民への周知のために、気象に関する今後の見通しに関する解説情報を準備した。	
136					環境省	・都道府県を対象に熱中症特別警戒情報発表時を想定し、連絡手順について延べ4回訓練を実施した。 【再掲】	
137	第2章	8	—	地方公共団体における対策の迅速な実施に協力する。〈関係府省庁〉。	関係府省庁	・熱中症対策の一層の強化に関する事務連絡において、熱中症特別警戒情報等の対応に向けた準備の検討を依頼。	https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20230623_notice.pdf
138	第2章	8	—	熱中症特別警戒情報がより実効性の高いものとなるよう、気象に関する情報の提供等、環境省に対して発表に必要な協力を行う。〈気象庁〉	気象庁	—	
139	第2章	8	—	熱中症特別警戒情報が発表された地域における住民の啓発に資するよう、当該地域における熱中症による救急搬送者数を迅速に把握するよう努める。〈消防庁〉	消防庁	・「令和6年度における熱中症対策について」(R6.6.4付け消防救第175号)により、熱中症特別警戒情報が発令された場合は、各市町村において、発令当日に熱中症による救急搬送件数を速やかに把握し、様々な情報伝達手段を活用して、住民に対する熱中症予防行動の呼びかけを行う等、効果的な普及啓発や注意喚起に積極的に努めていただくよう周知を依頼し	
140	第2章	8	—	熱中症特別警戒情報が発表された際には、改正適応法に基づき市町村が指定した指定暑熱避難施設を開放し、適切に運用されることを確認する。〈環境省〉	環境省	・熱中症特別警戒情報の発表なし	